# 年金生活者支援給付金の支給に関する法律平成三十一年政令第百四十一号

政令に基づき市町村に交付する事務費に関する

(以下「法」という。)第二十七条の規定により、毎年度、市町村長(特別区の区長を含む。り、毎年度、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が法又は法に基づく政令の規定に以下同じ。)が法又は法に基づく政令の規定に以下同じ。)が法又は法に基づく政令の規定に以下同じ。)が法又は法に基づく政令の規定に以下同じ。)が法又は法に基づく政令の規定に以下同じ。)が法又は法に基づく政令の規定によい、毎年度、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が法又は法に基づく政令の規定により、毎年度、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が法又は法又は大田では、当該現に要した費用の額)とする。

二千百三十一円を基準として厚生労働大臣が出来を受理した数の合計数を乗じて得た額を以下「施行令」という。)第十五条第一項第一号に掲げる事務に関し市町村長が一番施行令(平成三十年政令第三百六十四十十五条第一項第一号に掲げる事務に関し市町村長が一項第一号に掲げる事務に関し市町村長が一項第一号に掲げる事務に関し市町村長が一項第一号に掲げる事務に関し市町村長が一項第一号に掲げる事務に関し市町村長が一点を基準として厚生労働大臣が出来る。

る認定の請求を受理した数務に関し市町村長が法第十七条の規定によ務に関し市町村長が法第十七条の規定によ施行令第十五条第一項第二号に掲げる事

定めるところこより章をした去第三十六条第三十円に、当該市町村における厚生労働省令よる認定の請求を受理した数務に関し市町村長が法第二十二条の規定に外 施行令第十五条第一項第四号に掲げる事へ 施行令第十五条第一項第四号に掲げる事

る。)の数を乗じて得た額収入の状況に関して情報の提供を行うものに限収入の状況に関して情報の提供を行うものに限に第三十九条の規定により当該市町村がその(法第三十九条の規定は名年金生活者支援給付金受給者等で定めるところにより算定した法第三十六条第で定めるところにより算定した法第三十六条第二十円に、当該市町村における厚生労働省令

#### 附則

て交付する交付金

,る。 この政令は、平成三十一年十月一日から施行

# 号) 抄 附 则 (令和二年三月六日政令第三七

事務費から適用する。 に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又はこの政令は、公布の日から施行し、次の各号

■ 第三ポ (等:1-)のら三まで 略

付金
のの一个和元年度分として交付する交関する政令の一つの元年度分として交付する李務費に関する法律に基づき市町村に交付する事務費にによる改正後の年金生活者支援給付金の支給に四の第三条(第二号に係る部分に限る。)の規定

#### 則 (令和二年六月五日政令第一七八

この政令は、公布の日から施行する。

号

### 抄 (令和三年三月五日政令第四二

、 日 にご 子 付金又は事務費から適用する。 に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交に掲げる規定は、公布の日から施行し、次の各号

から四まで略

て交付する交付金付する事務費に関する政令 令和二年度分とし付する事務費に関する政令 令和二年度分とし給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交給日本の規定による改正後の年金生活者支援

# ) 則 (令和五年三月一五日政令第五二)

事務費から適用する。 に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又はこの政令は、公布の日から施行し、次の各号

一から三まで略

て交付する交付金付する事務費に関する政令 令和四年度分とし付する事務費に関する政令 令和四年度分とし給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交給付金の規定による改正後の年金生活者支援

# ') 抄

付する事務費に関する政令 令和五年度分とし付する事務費に関する法律に基づき市町村に交給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交所の四まで 略 エ条の規定による改正後の年金生活者支援のの支給に関する法律に基づき市町村に交給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交流を持つる事務費から適用する。